

非上場株の相続評価見直しを検討

国税庁が、非上場株式の評価方法を見直す方針です。相続時に時価を測るためのルールを利用し、相続時に評価額を意図的に下げ、税負担を軽くするケースが相次いでいたためです。ただし、円滑な事業承継のためには必要な対策でもあり、過度な見直しは、今後の事業承継に大きな障害になる可能性もあります。

今回の見直しは、先月設置された検討会で議論を進め、2027年度税制改正で調整を目指すようです。評価ルールを抜本的に見直せば、現行の評価ルールを定めた1964年以来初めてとなります。

相続税は一般的に親などから引き継いだ財産の「時価」をもとに税額を計算します。現金や上場株式と異なり、非上場株式は時価の算定が難しいため、国税庁は適正に評価するために「財産評価基本通達」というルールを設けています。

しかし、この通達に従いながらも資産の入れ替えや配当、決算期変更といった様々な手法を組み合わせることで、評価額を極端に下げる例も散見されていました。

非上場株式の評価方式は、大きくわけて2種類あります。似ている上場企業の株価と比べる「類似業種比準方式」と会社の純資産に基づく「純資産価額方式」です。原則として、会社の規模が大きければ類似業種比準方式、小さければ純資産価額方式を用いられますが、その中間の規模であれば、それぞれを併用する方式で評価します。

特に税負担を減らせるとされているのが類似業種比準方式です。配当や利益の操作、資産構成の入れかえなどで大幅に評価を下げることも可能です。

会計検査院が2024年に実際の申告に関して、評価額の差を調べたところ、中央値で類似業種比準方式は、純資産価額方式の約4分の1程度になっていたようです。

国税庁は、ルールに基づいた評価でも「著しく不相当」と認めた場合、例外規定の「総則6項」を用いて課税することができます。評価をし直して課税処分することができる同規定は「伝家の宝刀」と呼ばれています。

従来は、納税者への影響が大きいことから抑制的に運用されてきましたが、ここ最近の10年間(2015～2024事務年度)では27件もあり、そのうちの非上場株式関連が、14件と過半を占めています。

過去にはマンションの評価について極端に税負担が軽減される「マンション節税」が横行し、国税当局が新たな評価方法を導入した例があります。ただし、この非上場株式の評価方式見直しが実施された場合の納税者に与える影響は、マンションの比にならないくらい大きいと考えられます。

会社標本調査によると、国内企業は2024年度時点で約299万社。そのうち上場企業は約4千社にとどまるため、今回の見直しは、残る99%の非上場企業に関わってきます。

この見直しで懸念されるのが事業承継へのマイナスの影響です。後継者問題が深刻な非上場の中小・零細企業に対して、国は円滑な事業承継を促し、地域経済や雇用を守る支援策を打ち出してはいます。相続人が贈与税などの納税義務を猶予される「事業承継税制」がありますが、受け継いだ非上場株式を生涯保有しなければならないといった条件が重荷となっています。事業承継税制の要件を緩めるなどして利便性を高めるべきで、評価ルールの改正と一体的な検討が必要となっています。

CONTENTS

非上場株の
 相続評価見直しを検討……………P.1
 所得税の「年収の壁」が
 160万円から178万円へ……………P.2
 所得税以外の年収の壁は？……………P.3
 株主総会での書面決議
 「9割賛成」に緩和へ……………P.3
 「国保逃れ」に是正の通達
 役員の判断基準等を明確化……………P.4
 少額減価償却資産の
 特例の改正……………P.5
 5月度の税務スケジュール……………P.5
 今月の名言録……………P.6
 無料相談会実施中……………P.6

最新情報は
 ASAKのX(旧ツイッター)も
 ご利用ください！

随時更新しますので
 フォローして下さい！



<評価会社の規模区分と原則的評価方式の各評価方式>

原則的評価方式として、次の三つの評価方式が定められている

- ①類似業種比準方式：1株当たりの類似業種比準価額により評価
- ②純資産価額方式：1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）により評価
- ③併用方式：類似業種比準価額と純資産価額を併用することにより評価

評価方式 評価会社の規模区分	類似業種 比準方式	併用 方式	純資産 価額方式
大会社	◎	—	○
中会社	—	◎	○
小会社	—	○	◎

(注)原則の評価方式を「◎」、選択可能な評価方式を「○」

所得税の「年収の壁」が160万円から178万円へ

先月の「Insight Review (Vol.225)」においてもご案内しましたが、2026年度税制改正で、「年収の壁」が変わります。所得税が課税される年収の壁は、「160万円」から「178万円」となります。

特に2026年および2027年分については、特例措置による壁の変動がありますので注意が必要です。具体的な改正項目としては、所得税の基礎控除の改正と給与所得控除の改正があり、これらにより、最大178万円まで所得税は課税されません。

◆ 基礎控除の改正

所得税の基礎控除について、合計所得金額 2,350万円以下の場合の控除額を62万円に引き上げ（現行：58万円）し、さらに所得税の基礎控除の特例も、控除額の加算額について一定の引き上げが実施されます。これら基礎控除の特例分も含めた所得税の基礎控除額は下記の表のとおりです。

【所得税の基礎控除の控除額（特例分含む）】

合計所得金額	給与収入のみの場合 ※1	従来		改正後 ※2	
		2026年	2027年	2026年	2027年
132 万円以下	2,003,999 円以下	95万円	96万円	104万円	
132 万円超 336 万円以下	2,003,999 円超 4,751,999 円以下	88万円	58万円		
336 万円超 489 万円以下	4,751,999 円超 6,655,556 円以下	68万円			
489 万円超 655 万円以下	6,655,556 円超 8,500,000 円以下	63万円			
655 万円超 2,350 万円以下	8,500,000 円超 25,450,000 円以下	58万円		62万円	

※1 特定支出控除や所得金額調整控除がある場合は、表の金額とは異なります。

※2 基礎控除の本則部分は、今後は直近 2 年間の消費者物価指数を用いて、見直されます。

◆ 給与所得控除の改正

所得税と個人住民税の給与所得控除については、最低保障額を従来の65万円から、69万円に上げられます。これは、2026年分以後の所得税、2027年度分以後の個人住民税に適用されます。

また、さらにこれに加えて、給与所得控除の最低保障額を 5万円上げる2年間の特例が創設されています（2026年分・2027年分の所得税、2027年度分・2028年度分の個人住民税に適用）。なお、給与等の収入金額が2,200,000円超の場合には従来通りで改正はありません。

【給与所得控除額（特例分含む）】

給与等の収入金額	従来	改正後		
		2026年	2027年	2028年以降
1,900,000 円以下	65万円	74万円		69万円
1,900,000 円超 2,033,333 円以下	収入金額 × 30% + 8万円			
2,033,333 円超 2,200,000 円以下				
2,200,000 円超 3,600,000 円以下		収入金額 × 30% + 8万円		
3,600,000 円超 6,600,000 円以下	収入金額 × 20% + 44万円	収入金額 × 20% + 44万円		
6,600,000 円超 8,500,000 円以下	収入金額 × 10% + 110万円	収入金額 × 10% + 110万円		
8,500,000 円超	195万円（上限）	195万円（上限）		

◆ 「年収の壁」まとめ

基礎控除額 最大104万円	+	給与所得控除の最低保障額 74万円	=	178万円
------------------	---	----------------------	---	-------

なお、基礎控除と給与所得控除は、物価上昇に連動して、2年ごとに引き上げられる仕組みが創設されました。

今回は税制改正時の直近2年間の消費者物価指数の上昇率を乗じて、2028年分・2029年分（住民税は、2029年度分・2030年度分）の控除額が見直される予定です。



所得税以外の年収の壁は？



◆ 扶養控除等の「年収の壁」

扶養控除等を適用している場合には、ご家族の収入にも注意が必要となります。今回の改正で、ご家族の「年収の壁」も変わりますので、具体的に、2026年と2027年の2年分について、改正の影響を整理すると次頁の通りです。

【配偶者の給与収入金額と控除の関係】

配偶者の給与収入金額		超えた場合
2025年	2026年・2027年	
123万円	136万円	配偶者控除が適用不可⇒配偶者特別控除の対象
160万円	169万円	配偶者特別控除の満額適用(38万円)が適用不可
201万円	207万円	配偶者特別控除が適用不可

【扶養親族等の給与収入金額と控除の関係】

その扶養親族の給与収入金額		超えた場合
2025年	2026年・2027年	
123万円	136万円	扶養控除が適用不可⇒特定親族※を扶養している場合、特定親族特別控除の対象
150万円	159万円	特定親族特別控除の満額適用(63万円)が適用不可
188万円	197万円	特定親族特別控除が適用不可

◆ 住民税の「年収の壁」

住民税については、残念ながら基礎控除の改正はありません。したがって、影響を受けるのは、給与所得控除の見直しのみです。

今回は、この給与所得控除の見直しにより最低保障額が4万円引き上げられ、69万円となります。さらに2027年度分と2028年度分は、特例により5万円引き上げられるため、住民税の支払いが発生する「年収の壁」は、9万円の引き上げとなります。

【一般的な住民税の「年収の壁」】

2026年度分	2027・2028年度分
110万円	119万円

※自治体により異なります。

◆ 社会保険の「年収の壁」

社会保険の「年収の壁」として、次の3つの壁があります。これらの壁は、超えると手取りが減少する「手取りの逆転現象」が起こるため、働き控え等の要因となっています。

【社会保険の「年収の壁」】

130万円	被扶養者の収入基準
150万円	被扶養者が19歳以上23歳未満である場合(配偶者を除く)の被扶養者の収入基準
180万円	被扶養者が60歳以上又は一定の障害者である場合の被扶養者の収入基準

株主総会での書面決議「9割賛成」に緩和へ

法務省は、株主総会の議案を書面のみで決議する書面決議制度(「みなし決議」と呼ばれている)の成立要件を緩和し、利用しやすくすることを検討しています。

現在の会社法では、第319条第1項において、下記のように定められています。

(株主総会の決議の省略)

取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主(当該事項について議決権を行使することができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。



この規定によれば、株主全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしなければ、株主総会の省略ができません。そこで、株主全員の賛同を求める現在の要件を緩和し、議決権の10分の9を持つ株主が賛成すれば、総会を開かずに議案を可決できるようにする方針です。スタートアップ企業を念頭に、非上場企業的意思決定のスピードを速め、成長を後押しする狙いがあります。今後、法制審議会(法相の諮問機関)での議論を経て、2026年度以降に会社法を改正します。

株主総会の書面決議制度は、総会を開かずに書面やオンラインで提案への賛同を得る仕組みです。通常株主総会も書面などで事前に意思表示することはできますが、議案を決議するためには、株主総会を開く必要があります。

現行制度のもとでは、書面のみで決議するためには、株主全員の賛成が要るのです。株主のうち1人でも反対したり、意思表示をしなかったりすれば可決することができません。法務省はこの法改正を通じて、増資などスタートアップ企業が事業を拡大するうえで、必要な手続きを迅速にとりやすくします。こうした制度の緩和については、急に取締役を交代する必要がある場合など不測の事態に備えるため一定のニーズはあると考えられていますが、実際に株主総会を開いた場合には、反対者の見解をもとに他の株主の態度が変わることもあるので、議案に多様な意見があり得る場合の書面決議には慎重であるべきだとの考えもあります。株主の権利を守る観点から、提案の通知から1週間以内に反対を表明する株主がいれば、書面決議を認めないようにする案もあり、今後の動向を注視したいと思います。

「国保逃れ」に是正の通達 役員の判断基準等を明確化

◆ 個人事業主やフリーランス等の国保逃れの実態

社会保険では、法人の役員については、法人に使用される者として被保険者となります。この役員の被保険者資格について、厚生労働省から通達が発出されました。

これは役員として健康保険に加入することで、国民健康保険料をより低額な保険料とするいわゆる「国保逃れ」を防ぐために出された通達です。

この通達では、社会保険料の削減を謳い、個人事業主やフリーランス等(以下「個人事業主等」)を法人の役員とし、当該個人事業主等に係る健康保険等の被保険者資格を届け出る一方で、当該個人事業主等から会費等と称して役員としての報酬を上回る額を支払わせている事業所が存在していることを指摘しています。

そして、こうした事業所に役員として使用される個人事業主等については、その使用関係や業務の実態に疑義があり、本来は国民健康保険及び国民年金の適用を受けるべき者であるにもかかわらず、通常よりも低い保険料で健康保険等の適用を受けている可能性があるとして指摘し、法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いについて、明確化した指示内容を示しています。

◆ 法人の役員の被保険者資格の取扱い

健康保険法の規定により、適用事業所に常態的に使用されている者は、健康保険等の被保険者となるのが原則であるところ、法人の役員についても、当該法人から労務の対償として報酬を受けている者は、当該法人に使用される者として被保険者の資格を取得させることとしています。

また、法人の役員の被保険者資格を判断するに当たっては、右記を基準として実態を踏まえ総合的に判断することとしています。

加えて、この基準に関しては、最終的には個別具体的な実態を勘案して適用の有無を判断することとしていますが、基本的に、いずれかに該当する場合には、健康保険等の適用はないと判断することとしています。

その業務が経営参画を内容とする経常的な労務の提供に該当しないと考えられるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・当該法人の役員会等に出席しているが、当該法人の役員への連絡調整や職員に対する指揮監督に従事していない場合 ・当該法人において求めに応じて意見を述べる立場にとどまっている場合
その報酬が業務の対価としての経常的な支払いに該当しないと考えられるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会等への出席について支払われる報酬等 ・旅費など実費弁償的な支払い ・退職手当 (毎月の給与等に乗せて前払いされる場合は報酬等に該当)

◆ 法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱い

法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の確認に当たっては、上記に加えて、次のような実態を総合的に判断した上で、適用の有無を判断するものとされています。

① 役員としての報酬が業務の対価としての経常的な支払いとは認められない場合

個人事業主等が法人の役員として当該法人に使用される者に当たると認められるには、役員としての報酬が業務の対価として経常的に支払いを受けるものであることが必要であるが、個人事業主等が法人に対して、役員としての報酬を上回る額の会費等を支払っている場合は、実質的に業務の対価に見合った報酬を受けているものとは言えず、原則として、業務の対価としての経常的な支払いがあるものとは認められない。

なお、個人事業主等から当該法人の関連法人等へ会費等を支払わせている場合であっても、その関連法人への会費等の支払が当該法人の役員となる上での実質的な条件である等、当該法人とその関連法人の間で単に資金を移動させているにすぎないことが想定される場合などについては、同様に「法人に使用される者」とは認められず、被保険者資格を有さないこととなる。

② 役員としての業務が法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供と認められない場合

役員としての業務の実態が、以下のいずれかに該当するものである場合は、原則として、当該業務が法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供に当たるものとは認められない。なお、実際の被保険者資格の確認に当たっては、個別具体的な実態を勘案してその適用の有無を判断すること。

- ・ 知識向上のためのアンケートへの回答や勉強会への参加等、その業務の実態が単なる自己研さんに過ぎないもの
 - ・ 単なる活動報告や情報共有等、役員としての具体的な指揮監督や権限の行使に当たらず、それ自体が直接的に法人の経営に参画しているとは認められないもの
 - ・ 当該法人の事業の紹介等についての単なる協力等にとどまっており、労務を提供する義務があるとは認められないもの
- また、役員としての業務が法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供に該当するか否かについては、下記のサイトに公表されていますので参考にしてください。

(厚生労働省通達 : <https://www.mhlw.go.jp/content/12512000/001675920.pdf>)

少額減価償却資産の特例の改正

◆ 少額減価償却資産の特例とは

少額減価償却資産の特例とは、中小企業者等が、取得価額が一定額に満たない減価償却資産を取得等して事業の用に供した場合に、一定の要件のもとで合計300万円を限度として即時償却(全額損金算入)できる制度です。

この「中小企業者等」とは、大規模法人の支配を受けていない資本金1億円以下の青色申告法人で、常時使用する従業員数が一定数以下の法人などを指します。

また「合計300万円」とは、1事業年度あたりの合計をいい、事業年度が1年に満たない場合には、月数按分した金額となります。

◆ 2026年度税制改正での見直し

2026年度税制改正において、大きく次の点が見直されています。

(1) 金額基準の変更

取得価額の判定における金額基準は、今回の改正により10万円引き上げられました。なお、この金額は、消費税の経理方式が税込であれば税込で、税抜であれば税抜で判断する点は変わりありません。

改正前	改正後
30万円未満	40万円未満

(2) 従業員数基準の見直し

適用対象となる法人の従業員数基準について、常時使用する従業員数が次のように見直されました。

改正前	改正後
500人以下	400人以下

(3) 適用期限の延長

適用期限が2029年3月31日まで3年延長されました。

改正前	改正後
2026年3月31日まで	2029年3月31日まで

◆ 適用時期と事業年度に注意

この改正は、2026年4月1日以後の取得等から適用されます。

そのため、3月末決算法人以外の法人については、事業年度の途中で改正することになり、金額基準の判定に注意が必要です。また、取得価額のアmount基準は引き上げられたものの「合計300万円」は改正されていないため、適用上限額には気をつけないといけません。なお、個人(所得税)においても、同様の改正が行われています。

5月度の税務スケジュール

内 容	期 限
4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 5月11日(月)
3月決算法人の確定申告 〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉	申告期限 } 納 期 限 } 6月1日(月)
個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知	
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉	
9月決算法人の中間申告 〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉	
消費税年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉	
消費税年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分) 〈消費・地方消費税〉	
確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付	
自動車税の納付、鉦区税の納付	

今月の名言録

仕事を好きになる



皆さんの中に、「会社を辞めたい」と思っている方がおられるかもしれません。

実は私も辞めたいと思うことがあります。もう、しんどいのです。

学生時代に試験勉強などで夜中に苦しめられ、どこかへ逃げていきたいと考えた、それと同じ心境なのです。

しかし辞めたから天国があるかという、決してそうではないと思うのです。

辞めて三日もすると、もう仕事がしたくてたまらなくなると思います。

仕事が亡しくて、立場に責任を感じているからしんどいのですが、

苦しんでいる中でも自分の生きがいを感じているのです。

やはり、仕事が好きなのです。

この“好き”ということが、世間の人の言うハードな生き様を、私が続けてこられた原動力なのです。

そばで見ていると、想像を絶するような苦勞でも好きでやっているなら、本人は苦勞とも思わず、記憶にすら残っていないことがあります。

どんな分野でも成功する人は、このように、自分のやっていることに無上の喜びを感じ、惚れ込んでいる人だけです。

自分の仕事に惚れなければ、絶対に成功しません。素晴らしい仕事などできるわけがないのです。

(「心を高める、経営を伸ばす」 稲森和夫 PHP研究所刊)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、事前にご連絡いただきます様よろしくお願いいたします。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

